

新型コロナウイルス対策のため、催し等の開催を中止・延期する場合があります。また、催し等に参加する場合も、事前検温、マスク着用、身体的距離確保等の配慮をお願いします。

その他施設(市内)

文化 **ブンブン劇場**

日時 2/6(土)14:00～15:00
場所 倉治図書館2階 視聴覚室
内容 劇団「おい〜で」による人形劇「なかよし」、うたあそびほか
定員 20人(先着) **費用** 無料
申込 当日13:30から整理券配布
☎ 倉治図書館 ☎891-1825

その他施設(市外)

傍聴 **北河内4市リサイクル施設組合議会定例会傍聴**

日時 2/12(金)14:00～(受付13:30～)
場所 北河内4市リサイクルプラザ3階 研修室(駐車場なし)
定員 5人(先着) **申込** 直接会場
※議事都合で日時等が変更になる場合があります。詳細はホームページで。
<http://kazaguruma.or.jp/>
☎ 北河内4市リサイクル施設組合事務局 ☎823-2038

オンライン

健康 **第4回 交野市健康歯科セミナー**

YouTubeライブ配信によるオンライン開催です。正しい虫歯対策を学び、家族みんなで実践しましょう。
配信期間 2/1(月)～28(日)
URL <https://youtu.be/n8vjv4h75yA>
テーマ 「虫歯菌から家族の健康を考える」
講師 大阪大学大学院歯学研究科小児歯科学教室のむらりょうた 准教授 野村良太さん
☎ (一社)交野市歯科医師会 ☎895-2558 (平日10:00～15:00)

notice

お知らせ

制度・業務

福祉 **高齢者・障がい者等の外出支援策の休日受付**

平日に手続きが難しい人は、この機会をご利用ください。
日時 2/21(日)10:00～15:00
場所 ゆうゆうセンター 1階
☎ 福祉総務課 ☎893-6400



申請 **マイナンバーカード 土・日曜日受付・交付**

交付通知書・有効期限通知書を持っている人や更新手続き(有効期限3か月前から可)で、平日来庁できない人は、手続きにお越しくください。また、申請時来庁方式による受付も行っていますので、必要な持ち物を確認の上、ご利用ください。
日時 2/6(土)・14(日)・20(土)・28(日)9:00～12:00
場所 市役所本館1階 市民課
※電子証明書の有効期限が過ぎた場合は、e-Tax等の電子申請やコンビニ交付等に使いませんが、有効期限後であっても発行手続きはできます。
※必ず本人がお越しくください。
※大変混み合う状況が続いています。時間に余裕を持ってお越しくください。
※申請時来庁方式については、ホームページまたは市民課までお問い合わせください。
☎ 市民課 ☎892-0121

子育て **児童手当の定例払い**

2/15(月)に令和2年10月～3年1月分を支給します。定例払いは、すでに申請(現況届を含む)を済ませ、支給認定された人に支払います。未申請・書類不備等の人には支払いができませんので、心当たりがある場合はお問い合わせください。

児童手当に関するお願い

次に該当する場合は、必ず届け出をしてください。
▷出生などで子どもが増えたとき(出生日の翌日から15日以内)
▷転入したとき(転入日の翌日から15日以内)
▷転出したとき
▷公務員になったとき、公務員でなくなったとき
▷子どもの監護・生計関係がなくなったとき
▷生計中心者が変更になったとき
▷その他、支給要件に該当しなくなったとき
☎ 子育て支援課 ☎893-6406



福祉 **重度障がい者医療助成**

対象 次のいずれかに該当する人

- ①身体障がい者手帳1・2級を持っている
 - ②療育手帳Aを持っている
 - ③療育手帳B1を持っており、身体障がい者手帳3～6級を持っている
 - ④精神障がい者保健福祉手帳1級を持っている
 - ⑤難病等の受給者証を持っており、障がい年金(または特別児童扶養手当)1級に該当する
- ※所得制限があります。助成開始は申請月から。
☎ 障がい福祉課 ☎893-6400

税・保険・年金

保険 **後期高齢者医療高額医療・高額介護合算制度**

この制度は、世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が、対象期間(令和元年8/1～2年7/31)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額(高額療養費や高額介護サービス費を受給した後の金額)を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給するものです。対象者には、3月上旬にお知らせと支給申請書を郵送しますので、必要事項を記入・押印の上、同封の封筒で返送してください。
なお、お知らせが届かなくても、交野市から直接市外の介護保険施設等に住民票を異動した人や、対象期間中に住所の変更があった人、医療保険が後期高齢者医療保険に変更になった人などは、申請により支給される場合があります。詳細は、お問い合わせください。
☎ 大阪府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎06-4790-2031

税 **税の障がい者控除**

要介護・要支援認定者で、身体障がい者手帳や療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳などの交付を受けていない人でも、同等の障がいがあると認定された場合は、所得税や住民税の障がい者控除の対象となることがあります。
次のいずれかに該当し、この控除を受けようと思う人は、まず認定が受けられるかどうかご相談ください。
▷常に寝たきりの状態の人
▷精神上の障がい日常生活に支障をきたすような症状・行動があり、意思疎通が困難で介護が必要な人
▷大阪府障がい者自立相談支援センターなどの知的障がい者(軽度・中度・重度)判定に準ずる人
▷身体障がい者手帳(1～6級)の障がいに準ずる人
☎ 高齢介護課 ☎893-6400